

定 款

萩原電気ホールディングス株式会社

(2022年6月29日施行)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、萩原電気ホールディングス株式会社と称し、英文ではHAGIWARA ELECTRIC HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電気計測装置および電子応用装置の製造販売および輸出入
 - (2) 医療用機械器具の製造販売および輸出入
 - (3) 電子回路用部品の仕入販売および輸出入
 - (4) 電気通信機器および電子応用装置の仕入販売および輸出入
 - (5) コンピュータに関するソフトウェアの制作販売、仕入販売および輸出入
 - (6) 電気工事業および電気通信工事業
 - (7) 労働者派遣事業
 - (8) 古物売買業
 - (9) 金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
 - (10) 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員 数)

- 第17条 当会社が取締役15名以内を置く。
2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

- 第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付役員)

- 第20条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
6 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
 - 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 取締役の責任免除

(取締役の責任免除)

- 第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第24条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第25条 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
 - 4 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

- 第26条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。